株式会社ヒューテックノオリン　安全管理規程

第一章　総則

第一条　（目的）
この規程（以下「本規程」という）は、道路運送法第２２条の２第一項および貨物自動車運送事業法第１６条第一項および貨物自動車運送事業輸送安全規則第２条の４（以下「法」という）の規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

第二条　（適用範囲）
本規程は、当社およびグループ企業の貨物運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三条　（輸送の安全に関する基本的な方針）
社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果す。また現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、従業員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

２．　輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また輸送の安全に関する情報については積極的に公表する。

第四条　（輸送の安全に関する重点施策）
前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

（１）輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および本規程に定められた事項を遵守すること。
（２）輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
（３）輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
（４）輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達・共有すること。
（５）輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

２．グループ企業が密接に協力し一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

３．下請事業者を利用する場合にあっては、下請事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。更に、下請事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において下請事業者の輸送の安全の向上に協力するよう努める。

第五条　（輸送の安全に関する目標）
前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

第六条　（輸送の安全に関する計画）
前条に掲げる目標を達成するための重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章　輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の体制

第七条　（社長等の責務）
社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
２．　社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
３．　社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
４．　社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施および管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

第八条　（社内組織）
次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。
（１）安全統括管理者
（２）運行管理者
（３）整備管理者
（４）その他、輸送の安全を確保するために必要な責任者
２．　現場を担当する部署長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、運輸課長（運輸担当者）を統括し指導監督を行う。
３．　運輸課長（運輸担当者）は、部署長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、部署内を統括し指導監督を行う。
４．　輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統は、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や、重大な事故・災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

第九条　（安全統括管理者の選任および解任）
取締役または執行役員のうち、貨物自動車運送事業輸送安全規則第二条の六（安全統括管理者の要件）に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。
２．　安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、

当該管理者を解任する。

（１）国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

（２）身体の故障その他の止むを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

（３）関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

第十条　（安全統括管理者の責務）

安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

（１）全従業員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。

（２）輸送の安全の確保に関し、その実施および管理の体制を確立・維持すること。

（３）輸送の安全に関する方針・重点施策・目標および計画を誠実に実施すること。

（４）輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、従業員に対し周知を図ること。

（５）輸送の安全の確保の状況について、定期的かつ必要に応じて随時内部監査を行い取締役会に報告すること。

（６）取締役会に対して、輸送の安全の確保に関する必要な意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。

（７）運行管理が適正に行われる様、運行管理者を統括管理すること。

（８）輸送の安全を確保するため、従業員に対して必要な教育または研修を行うこと。

（９）その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章　輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理方法

第十一条　（輸送の安全に関する重点施策の実施）

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、目標を達成すべく計画に従い重点施策を着実に実施する。

第十二条　（輸送の安全に関する情報の共有および伝達）

取締役会と現場・運行管理者・運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対策を講じる。

第十三条　（事故・災害等に関する報告連絡体制）

事故・災害等が発生した場合における当該事故・災害等に関する報告連

絡体制は別に定めるところによる。

２．　事故・災害等に関する報告が、安全統括管理者および取締役会または社内の必要な室・部等に速やかに伝達されること。

３．　安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故・災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

４．　自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき国土交通大臣へ必要な報告または届出を行う。

第十四条　（輸送の安全に関する教育および研修）

第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育および研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

第十五条　（輸送の安全に関する内部監査）

安全統括管理者は、自己または安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

２．　また、重大な事故・災害等が発生した場合、または同種の事故・災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

３．　安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに取締役会に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じる。

第十六条　（輸送の安全に関する業務の改善）

安全統括管理者から事故・災害等に関する報告、または前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、若しくは輸送の安全の確保のために必要と認められる場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。

２．　悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合には、安全対策全般または必要な事故において、現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

第十七条　（情報の公開）

下記の項目については、毎年度外部に対し公表する。

（１）輸送の安全に関する基本的な方針

（２）輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況

（３）自動車事故報告規則第２条に規定する事故に関する統計
（４）輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統
（５）輸送の安全に関する重点施策
（６）輸送の安全に関する計画
（７）輸送の安全に関する予算等実績額
（８）事故・災害等に関する報告連絡体制
（９）安全統括管理者
（10）安全管理規程
（11）輸送の安全に関する教育および研修の計画
（12）輸送の安全に関する内部監査結果および措置内容

２．　事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

第十八条　（輸送の安全に関する記録の管理等）

本規程は、業務の実態に応じ、定期的または適時適切に見直しを行う。

２．　下記の項目ついては、これを記録し適切に保存する。

（１）輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録
（２）報告連絡体制
（３）事故・災害等の報告
（４）安全統括管理者の指示
（５）内部監査の結果
（６）取締役会に報告した是正措置または予防措置等

３．　前項に掲げる情報・記録および保存の方法は別に定める。

第十九条　（制定・改廃）

この規程の制定・改廃は、取締役会の決議によりこれを行う。

制定・実施：平成１８年１０月　１日
改定・実施：平成２５年　４月　１日